

第3章 肝炎対策を推進するための施策

1 「総合指標」と「成果指標」

基本的な方針として、肝炎から肝硬変、肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、目標達成のための成果目標を設定しました。

【総合指標】肝及び肝内胆管がん粗死亡率（人口10万対）の15%低下

- ・粗死亡率（人口10万対）：22.7（全国22.8）（平成28年）
⇒19.3（平成34年、2022年）

【成果指標1】B型肝炎ワクチンの定期予防接種率を増加

- ・予防接種率：90%以上へ（平成34年度、2022年度）

B型肝炎ウイルスの感染はワクチンによって予防することが可能です。平成28年10月から定期の予防接種に位置づけられたB型肝炎ワクチンの接種が円滑に進むよう、市町村と連携して県民へ啓発します。

【成果指標2】肝炎ウイルス検査受検率を増加

- ・40歳定期検査受検率：約10%（平成28年度）⇒15%へ（平成34年度、2022年度）

市町村において実施している肝炎ウイルス検査定期検診について、受診券や周知の方法などの案内の工夫や、個別勧奨を積極的に推進していくことで、住民の理解を得て受検率の増加を図ります。

【成果指標3】肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業による検査費用の助成件数を増加

- ・初回精密及び定期検査助成件数：46件（平成28年度）

⇒140件へ（平成34年度、2022年度）

肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎治療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップ事業を推進します。検査費用の助成手続きにより保健福祉事務所等が把握した肝炎患者等に対し、医療機関の受療状況等を確認し、受診の継続を促進します。

【成果指標4】肝炎医療コーディネーターの全市町村及び全保健所への設置

- ・設置市町村数 19（平成28年度）⇒35（平成34年度、2022年度）

設置保健所数 12（平成28年度）⇒12（平成34年度、2022年度）

肝炎やその対策に関する正しい知識を持ち、肝炎ウイルス検査を勧奨するとともに感染が判明した者を適切な医療に結び付け、患者・家族等への相談に応じる、専門性の高い人材の養成と資質の向上に努めます。

2 主な取組

(1) 肝炎の予防と正しい知識の普及

目標指標

【成果指標 1】 B型肝炎ワクチンの定期予防接種率を増加

【成果指標 4】 肝炎医療コーディネーターの全市町村及び全保健所への設置

① 肝炎の予防のための施策

● B型肝炎ワクチン予防接種の実施

B型肝炎の感染はワクチンによって予防が可能です。県では、市町村と連携してB型肝炎ワクチンの定期接種を積極的に勧奨します。また、医療従事者等の感染リスクが高い集団などを中心に予防接種の有効性について情報提供を行います。

● 施設における感染予防ガイドラインの周知

医療機関や高齢者施設等における施設内感染を予防するため、感染予防ガイドラインを周知します。

● B型肝炎母子感染予防対策

妊婦健康診査時のB型肝炎検査や B型肝炎ウイルス陽性妊婦から出生した新生児へのB型肝炎ワクチンの適切な接種などのB型肝炎母子感染予防対策について引き続き取組を進めます。

② 肝炎に関する正しい知識の普及

● 新たな感染を予防するための正しい知識の普及

肝炎は自覚症状に乏しいため検査しなければ気付くことができず、また感染者が治療の必要性を理解していない場合が多くあります。

県民一人ひとりが肝炎ウイルスの感染の有無を確認し、新たな感染を予防するための正しい知識を持てるよう普及啓発に取り組みます。

● 県民に向けた普及啓発と効果的な広報の実施

肝炎の病態や、予防、治療に関する正しい情報を提供し、知識を普及します。

● 日本肝炎デー及び肝臓週間に合わせた普及啓発の実施

毎年7月28日の日本肝炎デーを含む肝臓週間に合わせ、肝炎ウイルス検査の必要性や早期発見・早期治療の重要性について、リーフレット等の配布や様々な媒体を活用し、普及啓発活動を行います。

● 肝炎医療コーディネーター制度の充実

肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査の勧奨や検査後の受診勧奨、検診後のフォローアップ等の支援を、地域や職域において進めるコーディネーターの養成を行います。

● 肝炎ウイルス検査陽性者等への支援手帳の作製・配布

肝炎の病態・治療方法・肝炎治療費等助成事業等を記載した「肝炎患者支援手帳」を作製して肝炎患者等へ配布し、肝炎患者等の適切な治療と制度の利用を支援します。

●肝疾患センター事業

肝炎についての相談や情報提供が受けられる窓口として、群馬大学医学部附属病院に設置されている肝疾患センターを医療関係者や県民に広く周知します。

・肝疾患センターの業務

- ア 患者、キャリア及び家族からの相談対応
- イ 行政機関及び医療機関等からの相談対応
- ウ 肝炎に関する情報の収集及び提供
- エ 肝炎対策支援事業
- オ かかりつけ医と専門医療機関との協議の場となる協議会の設置
- カ 群馬県内における肝疾患診療に関わる診療連携体制の構築
- キ 市町村等技術支援等事業の実施
- ク 地域連携事業の実施

肝疾患センター

相談受付時間：平日10：00～17：00

TEL：027（220）8179（直通）

●若年層を対象とした普及啓発の実施

ピアスの穴あけや刺青、性行為等感染の危険性のある行為に興味を抱く年代である若年層を対象とした啓発資材を作成し、教育委員会等と連携して普及啓発を行います。

(2) 肝炎ウイルス検査の受検を促進

目標指標

【成果指標2】肝炎ウイルス検査受検率を増加

【成果指標3】肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業による検査費用の助成件数を増加

① 肝炎ウイルス検査の受検促進

●肝炎ウイルス検査の必要性についての啓発

肝炎ウイルス検査をまだ受けていない人が多いため、県民全員が一回は検査を受けるよう検査の必要性について啓発します。

●日本肝炎デー及び肝臓週間に合わせた普及啓発の実施（再掲）

毎年7月28日の日本肝炎デーを含む肝臓週間に合わせ、肝炎ウイルス検査の必要性や早期発見・早期治療の重要性について、リーフレット等の配布や様々な媒体を活用し、普及啓発活動を行います。

② 肝炎ウイルス検査の受検機会の提供と検査陽性者の確実な受診

●保健福祉事務所（保健所）における検査体制の充実

特定感染症検査等事業による肝炎ウイルス検査を、県内全保健福祉事務所（保健所）において引き続いて実施します。

また、肝炎ウイルス検査陽性者には、医師等が面談し肝炎の精密検査の必要性について丁寧な説明を行い、医療機関へ紹介します。

●検査委託医療機関における肝炎ウイルス検査の実施

肝炎ウイルス検査を希望する県民が、身近な医療機関で検査を受けられる体制を整備します。

●市町村健康増進事業における肝炎ウイルス検査の推進

市町村が健康増進事業として実施している肝炎ウイルス検査について、一定年齢の住民に直接通知する個別勧奨事業の実施を促進します。

また、肝炎医療コーディネーターを活用した肝炎ウイルス検査陽性者に対する医療機関受診の働きかけを推進します。

●職域における肝炎ウイルス検査の推進

職域において健康管理に携わる者の団体、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、事業主等の関係者と連携し、労働者に対する受検勧奨や検査体制の整備に努めます。

●検査陽性者の受診勧奨の徹底とフォローアップの取組

肝炎ウイルス検査の結果、陽性と判明した人を早期にかつ確実に精密検査、治療につなげるため、受診勧奨を徹底します。また、肝炎医療コーディネーターを活用したフォローアップ体制の整備を推進します。

(3) 肝炎医療を提供する体制の確保と患者等への支援

目標指標

【成果指標3】肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業による検査費用の助成件数を増加

【成果指標4】肝炎医療コーディネーターの全市町村及び全保健所への設置

① 肝炎診療ネットワークの構築

●肝炎診療連携拠点病院、専門医療機関やかかりつけ医との連携の強化

肝炎診療連携拠点病院である群馬大学医学部附属病院を中心に、肝炎専門医療機関とかかりつけ医等地域の医療機関との連携強化を推進します。肝炎センター事業の周知と利用の促進を図るとともに、医療従事者向けの研修会において診療連携に必要な情報を提供します。

●肝炎センターの機能の充実

群馬大学医学部附属病院に設置している肝炎センターの機能を拡充します。

② 肝炎治療費の軽減

●肝炎治療費等助成事業の周知

リーフレットの作製・配布、講演会の開催やホームページを活用し、肝炎治療費等助成事業を県民に広く周知し、利用を促進します。

●肝炎治療費等助成事業の継続実施

肝炎患者等の医療費負担を低減し効果的な医療を継続することができるよう、引き続き肝炎治療費等助成事業を継続します。

●肝炎ウイルス検査陽性者等への支援手帳の作製・配布（再掲）

肝炎の病態・治療方法・肝炎治療費等助成事業等を記載した「肝炎患者支援手帳」を作製して肝炎患者等へ配布し、肝炎患者等の適切な治療と制度の利用を支援します。

●検査陽性者の受診勧奨の徹底とフォローアップの取組（再掲）

肝炎ウイルス検査の結果、陽性と判明した人を早期にかつ確実に精密検査、治療につなげるため、受診勧奨を徹底します。また、肝炎医療コーディネーターを活用したフォローアップ体制の整備を推進します。

③ 肝炎医療に関する人材の育成

●肝炎医療コーディネーター制度の充実（再掲）

肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査の勧奨や検査後の受診勧奨、検診後のフォローアップ等の支援を、地域や職域において進めるコーディネーターの養成を行います。

●医療従事者向け研修会

良質な肝炎医療を確保するため、医療従事者向けに研修会を行い、肝炎診療や診療連携に関する事項、医療費助成制度などの最新の情報を提供します。

④ 肝炎患者等及びその家族に対する支援の充実

●肝炎患者の就労支援への取組

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を周知するとともに、その内容を踏まえ肝炎患者等が働きながら治療を継続できるよう、事業主や職域で健康管理に携わる者、労働組合など幅広い関係者の理解や協力を得られるよう働きかけます。

また治療と職業生活の両立を支援するための相談窓口を周知します。

相談窓口：群馬県産業保険総合支援センター 027-233-0026
相談受付時間：8：30～17：15（土・日曜及び祝日・年末年始を除く）

出張相談窓口：群馬県立がんセンター がん相談支援センター内

●肝炎患者・家族に対する支援の充実

群馬大学医学部附属病院に設置している肝疾患センターにおいて、肝炎患者やその家族等の不安を軽減するため、医師等医療従事者とのコミュニケーションの場を提供します。

⑤ 肝炎患者等の人権の尊重

●偏見や差別の被害防止に向けた取組

肝炎患者等の人権を尊重し、肝炎患者等が不当な差別を受けることなく安心して暮らせる社会を目指し、肝炎に関する正しい知識の普及に努めます。

また、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合等に備えて、法務省人権擁護機関の人権相談窓口の周知を図ります。

みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）
0570-003-110

⑥ その他

●肝硬変及び肝がん患者に対する支援

肝炎から進行した肝硬変及び肝がんについても、様々な治療法が開発されていますが、患者や家族の不安は計り知れないものがあります。県では、肝硬変及び肝がん患者等を支援するために、以下の取組を講じます。

拠点病院等は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患に係る医療の質の向上と普及を図るため、医療従事者等への研修や情報提供等に努めます。

県、拠点病院等は、肝硬変、肝がん及び肝炎患者やその家族等の不安を軽減するため、必要な情報の提供に努めるとともに、医療従事者とのコミュニケーションの場を提供します。